

第9期鴻巣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案） パブリックコメントの結果について

○募集期間：令和5年12月1日（金）～令和6年1月4日（木）

○意見件数：11件（個人1名、団体1）

第9期鴻巣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）に対する意見と市の考え方

No.	頁	項目	意見（要旨）	市の考え方
1	53	第2章 第6節 日常生活圏域の設定	現在5圏域に設定されています。A・E圏域については広範囲であり、高齢者率も高くなっています。分割して地域包括支援センターを増やしてください。（A圏域は川里地域を別に、E圏域はJRの南北に）	日常生活圏域の設定にあたっては、総合的に勘案し、設定しています。今後、高齢者人口の増加も予測されていることから、各圏域の状況を把握しながら日常生活圏域の設定について、引き続き、検討してまいります。
2	59	第2章 第8節 鴻巣市の特徴と課題 7. 低い要介護認定率	コロナ禍での結果とも分析されていますが、低いからと言って喜ばしい事とは思いません。高齢化に伴い介護を必要とする人は増えるため、フレイル予防に努める政策も採られています。適正な認定をお願いします。	適切な申請時期の案内や適正な認定を継続し、かつ、自立した生活を送るために、早い段階での介護予防・健康づくりに取り組むことが大切であると考えます。ご意見を基に、今後も適正な審査・認定を継続していく旨を記載いたします。
3	61	第2章 第8節 鴻巣市の特徴と課題 12. 重層的支援体制整備事業	共生社会の中では行政だけでなく、あらゆる人が係わっていくべきと考えます。特にヤングケアラー問題についても、事業の中に盛り込んでください。	重層的支援体制整備事業では、世代や属性に関わらず、複雑化・複合化した課題を抱えた住民の相談を広く受け止め、関係支援機関と連携し包括的支援体制を整備しております。また、高齢者やヤングケアラー等を含む家族が、地域から孤立しないよう見守り支え合いの地域づくりを行うことが重要と考えており、市としては、身近な地域や関係支援機関と連携し事業を推進してまいります。
4	95	第4章 基本目標2 住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるために 1. 相談支援体制の強化 (1) 地域包括支援センター	若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方が、障がい分野の機関などと連携して、介護保険サービスと併用できる障害福祉サービスや障害年金制度、あるいは在職中でも障害福祉サービスの就労支援のサービスの一時利用につながる体制を整備していくことを記して下さい。	若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方の障がい分野との連携については、同頁の上段に「高齢者の分野だけでなく、障がい分野や児童福祉分野など他分野との連携促進を図っていくことが重要となります。」と記載しております。また、体制の整備としては、今後の展開として、研修会開催や情報交換等による資質向上等により、地域包括支援センターの体制を強化していく旨を記載しております。なお、認知症施策においても、今後の展開として、高次脳機能障害の支援策について、関係部署との連携を図り、相談支援体制の強化や充実を図っていく旨を記載しております。
5	102	第4章 基本目標2 住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるために 3. 在宅医療・介護連携の推進	医療と介護の連携だけでなく、障がい福祉との連携についても計画に記し、さらに、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方が、障害福祉サービスにもつながるようなケアパスの整備についても記して下さい。	若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方の障がい福祉との連携については、No.4の「市の考え方」のとおり、関係部署との連携を図ってまいります。また、障害福祉サービスにもつながるようなケアパスの整備につきましては、「認知症ケアパス」の内容の充実を図ってまいります。

No.	頁	項目	意見（要旨）	市の考え方
6	109	第4章 基本目標2 住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるために 4. 認知症施策の推進 (3) 若年性認知症施策の強化	他市町村では事業の対象が「若年性認知症者及び高次脳機能障がい者」としている所もあるため、若年性認知症の方も、脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となり介護保険サービスの利用が優先される第2号被保険者の方も、介護保険サービスのなかで適切な支援が受けられ、さらに併用できる障害福祉サービスや障害年金制度、そして、在職中でも一時的に利用できる障害福祉サービスの就労支援系のサービスに繋げて適切に支援をしていく体制を整備していくことを計画に記して下さい。	No.5の「市の考え方」とおり、障害福祉サービス等にもつながるような「認知症ケアパス」の内容の充実を図っていきます。
7	122	第4章 基本目標2 住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるために 6. 高齢者の住まい・施設の整備 (2) 高齢者福祉施設等の整備計画	地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護が1事業所しかありません。これからは利用が増えると思います。今回看護小規模多機能型居宅介護の計画が出されましたが、小規模多機能型居宅介護についても少なく思います。手上げ事業所が少ないと思いますが、9期以内での計画を増やしてください。	現在の利用者の推移及び事業者に行ったアンケート結果を参考にし、第9期計画期間では、介護老人福祉施設1施設100人、看護小規模多機能型居宅介護1事業所29人の整備を計画しました。介護人材の不足等の状況も踏まえ、今期の施設整備の影響を確認しつつ、第10期計画に向けて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び小規模多機能型居宅介護を含めた高齢者福祉施設等の整備計画について検討してまいります。
8	158	第4章 基本目標5 介護保険制度の安定的な運営 5. 第1号被保険者の保険料 (4) 第1号被保険者の介護保険料の設定	物価高騰で生活の負担が増えています。保険料の所得段階を10段階から15段階にしてください。	安定的な介護保険事業の運営を図るためには、財源となる第1号被保険者の介護保険料の設定は重要であると考えております。国は介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再配分機能を強化する（標準段階の9段階から13段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、低所得者の保険料上昇の抑制（低所得者の最終乗率の引下げ）を図りました。これを踏まえ、本市においても検討し、見直していきます。
9	161	第4章 基本目標5 介護保険制度の安定的な運営 7. 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と介護現場の生産性の向上	介護人材の育成の折に、高次脳機能障害の方への支援についても対応できるように、質の向上を図っていくことを計画に明記してください。	高次脳機能障害の方への対応については、県等主催の研修が毎年実施されており、市から地域包括支援センター等への情報提供を行い参加を呼び掛けております。 なお、高次脳機能障害に係る研修を含め、幅広い知識の習得を促し、職員個々の質の向上を図るため、計画には、今後も国や県等が実施する研修等の情報提供に努める旨を記載いたします。
10	163	第4章 基本目標5 介護保険制度の安定的な運営 8. 介護給付適正化計画	事業の効率化のため5事業から3事業へ見直しされますが、利用者が不利にならないよう、また事業者が大変にならないよう計画してください。	給付適正化主要事業の再編は、事務負担の軽減や事業の効率化を図りながら、給付適正化をより効果的に進めるものであり、利用者の方が不利になるようなものではありません。また、事業者に対しても、再編により新たな負担が増えることがないように、配慮いたします。
11	全体		第8期での政策が一定程度効果のあったものもありますが、コロナ禍での実施が多く9期に持ち越された物もあると思います。8期で始められた事業をぜひ継続してください。	第9期計画（案）において、第8期計画の中の新規取組を記載いたしました。今後もPDCAサイクルや点検ツールを活用し、評価結果に基づき、事業の継続も含め、より効果的な施策を検討していきます。